

広島県告示第二百六十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十一年三月二十三日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅介護支援事業者	名称	名称	廃止年月日
有 限 会 社 ト ッ ツ	主たる事務所の所在地 尾道市平原三丁目一 番一五号	居宅介護支援事業所 笑顔	平成二〇年二月 三日
株式会社生活福祉 支援事務所	広島市中区上八丁堀 三番二八―四〇七 号	ここに居宅介護 支援サービス	平成二十一年二月 三十一日
		所在地 福山市神辺町十三軒 屋三番目一六一― 一	
		所在地 広島市西区横川新町 一四―二二―五〇 八	